

 海外情報

デンマーク・オランダの養豚生産の状況

～アニマルウェルフェア規制強化への対応～

調査情報部 宅間 淳

【要約】

2013年1月より、EUではアニマルウェルフェア規制が強化され、養豚農場において妊娠母豚をストールで飼育することが禁止された。これにより、EU域内では豚肉が不足し、価格は高騰するとの懸念もみられた。

このため、EUのアニマルウェルフェア規制の現状について整理し、主要豚肉生産国であるデンマーク、オランダの2カ国の規制強化後の状況について、現地調査を行った。

調査では、この規制強化を原因とした大きな混乱は現在のところ確認されなかった。また、デンマーク・オランダでは規制対応をほぼ完了しており、販売先のニーズに応え、EU基準よりも厳しい国内規制を課す動きもみられた。

ただし、規制の中心となった繁殖母豚については、EU全体で飼養頭数が減少傾向にあり、将来的な豚肉生産は減少が見込まれている。併せて、個々の経営面では、飼料穀物価格の高騰による収益性の悪化などが課題となっており、今後の状況次第では、EUの豚肉生産に変化をもたらす可能性も見込まれる。

1. はじめに

EUの養豚生産現場では、2013年1月から、交配期間や出産・授乳期を除き、繁殖母豚を群れで飼育すること（ストール飼いの禁止）などが完全施行された。これは、アニマルウェルフェアの概念にのっとり欧州委員会が定めた、「豚の保護のための最低基準を定める理事会指令」に基づくものである。

本稿では、当該指令が定められるまでの経緯と、アニマルウェルフェアの概念についてEUの現状を整理するとともに、主要な豚肉生産国であるデンマークとオランダのアニマルウェルフェア規制強化後の養豚事情（生産・輸出への影響など）について、現地調査の結

果を交えて報告する。

なお、本稿では、為替レートとして1ユーロ=130円、1デンマーククローネ=18円（2013年6月末TTS）を利用した。



参考写真：デンマークの養豚農場。授乳中の母豚と、母豚に集まる子豚。

2. EUのアニマルウェルフェアの概要

(1) 経緯

EUでの、アニマルウェルフェア導入の契機は、1964年に英国で出版された「アニマルマシーン」が挙げられる。ここで記述された密飼いなど家畜に対する虐待性や、薬物投与による食品汚染などの問題が消費者の関心を高め、社会問題となった。このため英国政府は、「集約的な家畜飼育における家畜のウェルフェアに関する専門委員会」を設置し、家畜の取り扱いについて議論を進めた。同委員会が作成した報告書（通称「ブランベルレポート」）で、初めて家畜飼育方法の基準などが示されることになった。その後、1979年に設置された英国アニマルウェルフェア協議会（FAWC）によって、「5つの自由」が定義され、以後、これがEUのアニマルウェルフェアの基礎的な概念となった。

現在EUでは、広範囲にわたってアニマルウェルフェアに関連した規制が整備されている。その基本となるのが、1978年の理事会決定で制定され、1998年に改訂された「農業目的で保持される動物の保護に関するEU理事会指令（98/58/EC）」である（表1）。この指令を基本としながら、EUでは、欧州委員会保健・消費者保護総局（DG SANC O）が中心となり、欧州食品安全機関（EFSA）が取りまとめた科学的判断に基づき、畜種別（採卵鶏、肉用鶏、養豚、子牛）の飼養方法について規制が定められている。また、生産段階に限らず、輸送・と畜段階でも順守事項が設けられている。

なお、欧州委員会では、2012年1月に「2015年までの新たなアニマルウェルフェア

政策の推進計画」を発表した。この計画の中身として、包括的なアニマルウェルフェアに関する法律の提案や、既存の行動計画の強化などの手順が示されている。また、今後強化すべき事項として、加盟国の支援、アニマルウェルフェアに関する規則を順守するためのコンプライアンス改善、国際的な協力、一般市民に対する適切な情報の提供、CAPとの相乗効果の推進などが挙げられている。

(2) 概念

アニマルウェルフェアの基礎的な概念として、前述の「5つの自由」がある。「5つの自由（Five Freedoms）」とは、①空腹および渇きからの自由（健康と活力を維持させるための新鮮な水および餌の提供）、②不快からの自由（^{ひいん}庇陰場所や快適な休息場所などの提供を含む適切な飼育環境の確保）、③苦痛、損傷、疾病からの自由（予防および的確な診断と迅速な処置）、④正常行動発現の自由（十分な空間、適切な刺激、そして仲間との同居）、⑤恐怖および苦悩からの自由（心理的苦悩を避ける状況および取扱いの確保）の5点である。

また、2009年に発行した欧州連合の基本条約であるリスボン条約第13条では、動物について「感覚を持った生命体（sentient beings）」と認識するよう規定している。このため、EUの政策実施などに際しては、アニマルウェルフェアのルールに沿っていることが求められる。

なお、アニマルウェルフェア（Animal Welfare）は、これまで「動物福祉」とも邦訳されていたが、英語の「ウェルフェア」と

表1 アニマルウェルフェアに関連した規程などの経緯

年	月	対象	規程	内容
1978年	6月	全畜種	農業目的で飼養される動物の保護のための欧州協定の締結に関する理事会決定 (78/923/E E C)	・ 欧州共同体として、1976年の家畜福祉協定を承認
1988年	3月	採卵鶏	欧州裁判所の判断を順守する理事会指令 (88/166/E E C)	・ バタリーケージ養鶏の福祉についての最低基準を定めた指令
	5月	と畜	と畜される動物の保護のための欧州協定の締結に関する理事会決定 (88/306/E E C)	
1991年	11月	養豚	豚の保護のための最低基準を定める理事会指令 (91/630/E E C)	・ 養豚施設の最低基準設置など ・ 繁殖雌豚の繋ぎ飼ひ禁止
		子牛	子牛の保護のための最低基準を定める指令 (91/629/E E C)	・ クレートによる子牛の単飼の原則禁止
		輸送	輸送中の動物の保護を定める指令 (90/425/E E C) を修正する理事会指令 (91/496/E E C)	・ 商業目的での長距離輸送における脊椎動物全ての保護規定
1993年	12月	と畜	と畜または殺処分時の動物の保護に関する理事会指令 (93/119/EC)	・ と畜場外での自家消費用と畜、毛皮用動物の殺処分も規制
1995年	6月	輸送	輸送中の動物の保護に関する指令 (91/496/E E C) を修正する理事会指令 (95/29/EC)	・ 輸送業者の登録・認可制 ・ 8時間以上の輸送行程計画書の作成・健康証明書の携行義務
1997年	1月	子牛	子牛の保護指令 (91/629/E E C) を修正する理事会指令 (97/2/E C)	・ 飼養面積基準等の改定 ・ 本文の修正
	6月	輸送	休憩地および行程計画書を修正する共同体基準に関する理事会規則 ((E C) No 1255/97)	・ 輸送中に使用する休憩地の条件
1998年	2月	輸送	8時間を超える家畜輸送に用いられる道路車両に適用される追加動物保護基準に関する理事会規則 (98/411/E C)	・ 連続8時間以上の輸送に使用する車両の空調等特定設備の義務
	3月	輸送	輸送中の生きた牛の福祉に関する輸出償還を申請するための細則を定める委員会規則 (98/615/E C)	・ 輸出償還の交付条件となる福祉基準の順守状態の検査
	7月	全畜種	農業目的で飼養される動物の保護のための欧州協定の締結に関する理事会指令 (98/58/E C)	・ 集約畜産方式における家畜全般の福祉基準
1999年	7月	採卵鶏	採卵鶏の保護のための最低基準を定める理事会指令 (1999/74/E C)	・ 1988年の指令改定、養鶏方法を福祉レベルに応じ3つに分類 ・ 従来式バタリーケージの段階的に廃止
2001年	3月	輸送	輸送中の動物の保護に関する指令および委員会決定の付属書を修正する委員会決定 (2001/298/E C)	・ 獣医学的検査による動物の輸送に適した体調であることの証明義務
	6月	輸送	輸送中の動物の保護に関する理事会決議 (2001/C273/01)	・ 新輸送基準の提案と報告書の提出
	8月	採卵鶏	卵の特定市場基準に関する基準施行のための細則導入規則を修正する委員会規則 (01/1651/E C)	・ 卵の表示に養鶏方法 (ケージ・平飼い・放飼) の類別の追加
	10月	養豚	豚の保護のための最低基準を定める指令 (91/630/E E C) を修正する理事会指令 (2001/88/E C)	・ 従業員の条件、新しい飼養面積基準などを追加
	11月	養豚	豚の保護のための最低基準を定める指令 (91/630/E E C) を修正する委員会指令 (2001/93/EC)	・ 断尾、切歯、去勢を原則禁止
2002年	1月	採卵鶏	理事会指令 (99/74/E C) の対象養鶏施設の登録に関する委員会指令 (2002/4/E C)	・ 施設登録に関する最新指令 ・ 養鶏方法の区分 (新指令) ・ 卵の表示義務化に伴う登録制度
2004年	12月	輸送	輸送および関連する作業中の動物の保護に関する理事会規則 ((E C) No 1/2005)	・ 関連規程の統合 (64/432/E E C、93/119/E C、(E C) No 1255/97)
2007年	6月	肉用鶏	肉用鶏の保護のための最低基準を定める指令 (2007/43/E C)	・ 飼育密度の制限など
2008年	12月	子牛	子牛の保護指令 (91/629/E E C) を修正する理事会指令 (2008/119/E C)	・ 子牛の群れでの飼育
		養豚	豚の保護のための最低基準を定める指令 (91/630/E E C) を修正する委員会指令 (2008/120/E C)	・ 個体間の交流など

資料：公益社団法人畜産技術協会の資料を更新

欧州委員会ホームページ (http://ec.europa.eu/food/animal/welfare/references_en.htm)

日本語の「福祉」は、欧州と日本の、宗教や文化・歴史的背景から同義とはいえ、最近の専門書などでは「アニマルウェルフェア」と訳さずに表記されている。東北大学大学院の佐藤衆介教授によれば、「ウェルフェア」の考え方とは、日本語の「福祉」とは違い、個体（動物）が置かれている環境あるいは健康状態などではなく、個体（動物）の意識に重きを置いた考え方であるとしている。言い換えれば、生命を守り長らえさせることよりも、身体的・精神的苦痛を取り除くことに重点がおかれているといえる。

(3) EUの養豚に関するアニマルウェルフェアの内容

養豚に関するアニマルウェルフェアは、1991年に制定（EU指令91/630/EEC）され、2008年に改正（EU指令2008/120/EC）された「豚の保護のための最低基準を定める理事会指令」に基づくものである。

この指令で規定された主な内容は、①豚1頭当たりの十分な飼養面積（体重別に設定）の確保、②豚房のスノコ床の利用面積の制限、③10頭以上の養豚施設での妊娠豚の群飼の実施、④群飼に対する十分な給餌量の確保、⑤空腹と咀嚼^{そじやく}要求を満たすための粗飼料の給与、⑥習慣的な断尾・切歯の禁止、などである。このうち、②および③については、2001年に当該指令が改訂された際、2013年1月1日から全ての養豚経営が順守するよう定められた。（その他は2003年1月から適用、②、

③についても新築、改築時に適用）

特に問題となったのは、③の妊娠豚に対する群飼育の実施である。これは言い換えると、従前の「ストール」を利用した飼育方法を禁じるものであることから、養豚関係者には「母豚のストール飼育禁止」という解釈がなされた（図1）。

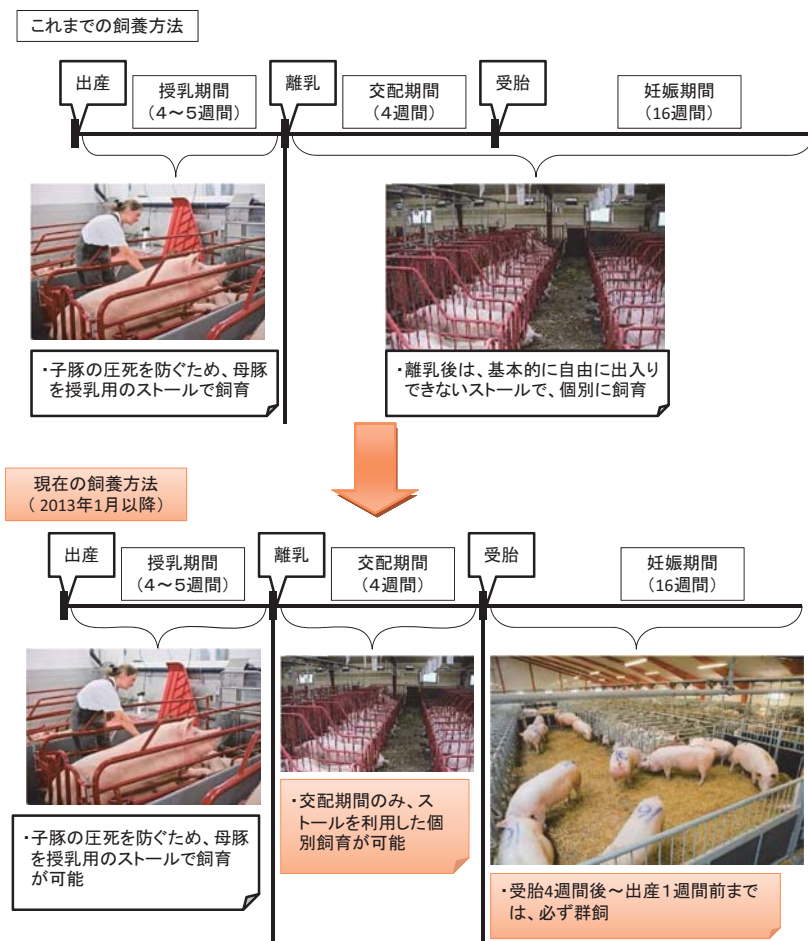
指令では、規制内容に沿って加盟各国が国内法を整備するよう定めており、また、アニマルウェルフェア規制の順守は、直接払い政策のクロスコンプライアンス要件とされたことから、各国は対策を講じる必要に迫られた。

しかし、規制に則した繁殖母豚の群飼養の実現には、群飼に適した施設の改築などが前提となるため、豚舎の更新などに必要な資金と、新たな飼養管理方法に対応した技術・人材が必要となった。これらは、養豚経営者が独自に工面・調達する必要があったことから、対応が困難な経営は、①繁殖母豚の飼養を取りやめ、もと畜（子豚）を外部から導入する肥育専門経営への転換、②廃業もしくは母豚10頭未満の規模に縮小、のどちらかの選択となり、2013年1月までに、その判断が求められた。

また、豚肉生産の面から見れば、上述の母豚頭数規模の縮小に加え、群管理による成長のバラツキや事故の増加、農場作業員の労働時間の増加など、生産効率の低下が想定された。

このため、養豚のアニマルウェルフェア規制の強化は、EUの豚肉生産量の減少につながるのではと危惧された。

図1 アニマルウェルフェア規制に対応した飼養方法の変更



資料：デンマーク農業理事会作成資料を基に、ALIC作成

《具体例》

5棟の妊娠豚舎を所有し、そこで常時500頭の母豚を管理していた農場の場合

(豚舎1棟当たり面積×豚舎数) ÷ 1頭当たり飼養面積 = 飼養可能な妊娠豚頭数

条件

- ストール飼い1頭当たり飼養面積:1平方メートル(注1)
- 群飼1頭当たり飼養面積面積:2.25平方メートル(注2)

注1:公益社団法人畜産技術協会 平成19年度豚の飼養管理実態調査より
注2:理事会指令(2008/120/EC)の最大値を利用

○妊娠豚をストールで飼養

豚舎1棟当たり面積	豚舎数	1頭当たり飼養面積	飼養可能な妊娠豚頭数
100平方メートル	5棟	1平方メートル	500頭

EU基準の群飼養を導入した場合

①豚舎増築無し

豚舎1棟当たり面積	豚舎数	1頭当たり飼養面積	飼養可能な妊娠豚頭数
100平方メートル	5棟	2.25平方メートル	220頭

②新豚舎建築

豚舎1棟当たり面積	豚舎数	1頭当たり飼養面積	飼養可能な妊娠豚頭数
100平方メートル	10棟	2.25平方メートル	440頭

③豚舎増築(床)

豚舎1棟当たり面積	豚舎数	1頭当たり飼養面積	飼養可能な妊娠豚頭数
200平方メートル	5棟	2.25平方メートル	440頭

資料：公益社団法人畜産技術協会および欧州委員会公表資料より、ALIC試算

3. 主要生産国の対応状況

(1) デンマーク・オランダの概要

デンマークは、日本にとって第3位の豚肉輸入先であり、2012年実績で11万6742トン（輸入占有率：15.0%）を輸入している。一方、オランダからの輸入量は、同年実績で6,999トン（同：0.9%）と、対日輸出量はわずかであるが、同国はデンマークとともに、EUの主要な生体豚の輸出国となっている（表2～5）。両国は、日本向け豚肉輸出実績のあるドイツ、ポーランド、ハンガリー、ベルギー、イタリアなどに子豚、肥育豚を輸出しており、2012年の輸出実績は、両国合計で、子豚が1549万5000頭、肥育豚が311万8000頭と

なっている。

EU全体の豚飼養頭数を見ると、両国とも総飼養頭数、繁殖母豚頭数の双方で上位にある（表6）。また、EU全体の子豚飼養頭数（50キログラム未満）は7292万6000頭（2012年）であるが、うち、両国が輸出する子豚頭数がその21.2パーセントを占めるなど、重要な子豚供給地域であることがわかる。

このため、養豚のアニマルウェルフェア規制の強化により、この2カ国で関係者が危惧するような繁殖母豚群の著しい縮小や、規制強化に伴う生産効率の低下が生じた場合、EUの養豚産業に極めて大きなダメージを及ぼす可能性がある。

表2 デンマークの子豚輸出頭数

（単位：千頭）

	2011年	2012年	前年比 (増減率)
ドイツ	6,078	6,667	9.7%
ポーランド	1,437	2,098	46.0%
チェコ	332	360	8.5%
イタリア	332	317	▲4.5%
オランダ	79	125	57.2%
その他	171	153	▲10.1%
合計	8,430	9,720	15.3%

資料：デンマーク農業理事会
注：生体重50キログラム未満

表3 デンマークの肥育豚輸出頭数

（単位：千頭）

	2011年	2012年	前年比 (増減率)
ドイツ	279	153	▲45.3%
ロシア	6	35	533.1%
ベルギー	27	30	8.9%
ポーランド	6	14	114.8%
スペイン	9	19	119.5%
その他	25	33	31.8%
合計	351	282	▲19.7%

資料：デンマーク農業理事会
注：生体重50～160キログラム未満

表4 オランダの子豚輸出頭数

（単位：千頭）

	2011年	2012年	前年比 (増減率)
ドイツ	2,502	3,497	39.8%
ベルギー	744	553	▲25.7%
ポーランド	640	476	▲25.6%
ルーマニア	357	344	▲3.6%
イタリア	497	295	▲40.6%
その他	641	610	▲4.8%
合計	5,381	5,775	7.3%

資料：G T I 社「Global Trade Atlas」
注：HSコード：010391（生体重50キログラム未満）

表5 オランダの肥育豚輸出頭数

（単位：千頭）

	2011年	2012年	前年比 (増減率)
ドイツ	3,107	2,365	▲23.9%
ハンガリー	244	149	▲38.9%
ベルギー	204	125	▲38.7%
スロバキア	76	56	▲26.3%
イタリア	69	55	▲20.3%
その他	169	86	▲49.1%
合計	3,869	2,836	▲26.7%

資料：G T I 社「Global Trade Atlas」
注：HSコード：010392（生体重50キログラム以上）